

健康経営会議実行委員会規約

第1章 総 則

第1条 (名称)

本会は、健康経営会議実行委員会と称する。

第2条 (目的)

本会は、健康経営会議の開催を通じ、今後の健全な健康経営の発展と、関連するヘルスケア産業の振興と啓発を図り、もって企業、健康保険組合、地方公共団体の健康づくりに貢献し、国民の健康寿命の延伸に寄与することを目的とする。

第3条 (事業)

本会は、第1条の目的を達成するためシンポジウム、講演会、セミナー等を開催する。
2. その他、事業を達成するために必要と認められる事項に関する活動を行う。

第2章 委 員

第4条 (委員)

本会の委員は、原則として事業の趣旨に賛同する団体・法人・研究機関を対象とする。

第5条 (委員の選任)

委員は、第4条に定める対象の中から委員会において選任する。

第6条 (委員の退会)

委員が本会を退会しようとするときは、委員会の承認を得る。

第3章 役 員

第7条 (役員の数)

本会は委員長1名および副委員長1名を置く。

第8条 (役員を選任)

委員長および副委員長は、委員会において委員の中から選任する。

第9条 (役員の職務)

委員長は、本会を代表し、会務を統括する。

2. 副委員長は委員長を補佐してその職務を分担し、委員長に事故ある時はその職務を代行する。

第10条（役員任期）

役員任期は1年とする。但し再任を妨げない。

2. 役員は、辞任または任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

第4章 委員会

第11条（委員会）

委員会は、第3条の事業を実施するために必要な事項について審議および決定する。

2. 委員会は、委員長が必要と認めるとき委員長が招集する。

第12条（委員会の議決事項）

次の事項は、委員会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の改廃
- (2) 催事の開催概要および結果報告
- (3) 役員を選任
- (4) 解散

第13条（議長）

委員会の議長は、委員長がこれにあたる。

第14条（議決）

委員会の議事は、出席数の過半数の同意でこれを決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

2. 規約の変更および解散に関する決議は、前項の規定にかかわらず、出席構成員の3分の2以上の同意がなければならない。

第15条（分科会等）

本会は、事業の円滑な遂行を図るため、分科会等を設けることができる。

2. 分科会等は、その目的とする事項について調査および研究し、または審議する。
3. その他分科会等の組織および運営に関して必要な事項は、委員長が委員会の議決を得て、別に定める。

第16条（事務局）

本会の事務を処理するため、株式会社ルネサンスに事務局を置く。

2. 事務局の業務は、会議・分科会の手配および連絡のほか、第3条に定める事業を円滑に推進するための事務作業全般とする。

第5章 事業年度

第17条（事業年度）

本会の事業年度は、1月から翌年12月末日とする。

第6章 補 則

第18条（施行細則）

本規約の施行に関して必要な事項は、委員会の議決を得て、別に定める。

第19条（付則）

本規約は、平成27年5月1日から実施する。